

エステティック機器認証制度

美容ライト脱毛機器 導入講習実施基準

第1版

2014年12月1日

目次

I. 導入講習で実施しなければならない項目と概要	1P
II. 講習方法	2P
III. 講習時間	3P
IV. 導入講習会の記録に関する事項	3p

- I. 美容ライト脱毛機器の導入講習で製造販売事業者等が実施しなければならない項目は次のとおりとし、導入講習の内容に付加させなければならない。
なお、定められた各項目の細目は別紙に定める。

1. 設置環境

- (ア) ライトトリートメントルームの環境に関する事項
 - 1) 専用電源に関する事項
 - 2) 機器の設置場所に関する事項
 - 3) 室内照度に関する事項
 - 4) 結露等に関する事項
- (イ) 取扱説明書の設置に関する事項

2. 取扱説明に関する事項

- (ア) 実機による操作方法に関する事項
- (イ) 実機による構造（各部名称等）の説明に関する事項

3. 使用前に行わなくてはならない事項の確認

- (ア) ハンドピースの状況・状態確認
- (イ) 付属品の装着と接続の状況確認
- (ウ) 実機による動作確認
- (エ) 点検項目に関する事項
- (オ) 専用保護めがね着用に関する事項

4. 使用前（カウンセリング）に行わなくてはならない事項の確認

- (ア) 禁忌事項の確認
- (イ) 肌観察の確認・皮膚の色調の確認
- (ウ) 剃毛の確認
- (エ) 肌冷却の確認
- (オ) テスト照射に関する事項
- (カ) 毛の太さと色素量の確認

5. 使用中（本照射）に行わなくてはならない事項の確認

- (ア) 正しい照射方法に関する事項
- (イ) 肌確認（炎症等の確認等）
- (ウ) 沈静対応に関する事項

6. 使用後に行わなくてはならない事項の確認
 - (ア) アフタートリートメントに関する事項
 - (イ) ホームケア指導に関する事項
 - (ウ) 消毒に関する事項
 - (エ) 整頓に関する事項
 - (オ) 照射数に関する事項
 - (カ) ハンドピースに関する事項
 - (キ) トリートメントシートの記入に関する事項
 - (ク) トラブル対応に関する事項（緊急対応措置方法を含む）

7. 点検に関する事項
 - (ア) 日常点検に関する事項
 - (イ) メンテナンスに関する事項
 - (ウ) 保守に関する事項

8. 実技（実習）に関する事項

II. 導入講習会の方法に関する事項

実機を使用した実習及び座学とする。

III. 講習時間に関する事項

導入講習会は、5時間以上（座学講習を3時間・実技講習を2時間以上）とする。
但し、前I項 1～7号に規定した事項は座学の講習内容に付加するものとする。

IV. 導入講習会の記録

実施した導入講習会の日時、場所、講師、受講者（所属を含む）、講習時間を記録し保管すること。但し認定特定非営利活動法人日本エステティック機構は、必要に応じてこれらの関連資料の提出を求めることがある。

以上